

令和8年2月2日
監査委員決定

住民監査請求に基づく監査における陳述の傍聴に関する実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第7項の陳述において、住民監査請求に基づく監査における証拠の提出及び陳述に関する実施要綱第11条に基づき、監査委員が陳述の傍聴を認めた場合において、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴人の定員等)

第2条 傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、10名とする。ただし、監査委員は、必要があると認めるときは、定員を増減することができる。

2 傍聴の受付は、陳述日に先着順により行うものとする。

(傍聴の禁止)

第3条 次のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 凶器の類その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物品を携帯している者
- (3) プラカード、のぼり、旗その他陳述会場に持ち込むことが不適當であると認められる物品を携帯している者
- (4) はち巻、たすき、腕章、ヘルメット、ゼッケンの類を着用し、又は携帯している者
- (5) その他陳述の円滑な運営を妨げるおそれのある者

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は、静粛を旨として、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 陳述に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 放歌、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 所定の傍聴席以外の場所に立ち入らないこと。
- (4) 喫煙又は飲食をしないこと。
- (5) 陳述会場内における撮影及び録音は、監査委員の事前許可を得なければすることができない。
- (6) 監査委員又は監査事務局職員の指示に反する行為をしないこと。

(7) その他陳述会場の秩序を乱し、又は陳述の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴人に対する退場措置)

第5条 監査委員は、傍聴人が第4条に定める事項に違反したとき又は陳述の状況から傍聴を認めることが適当でないときと認めるときは、傍聴人に退場を命ずることができる。

(その他)

第6条 この要綱に定めのない事項及びこの要綱の定めによりがたい場合については、監査委員の合議により別途決定することができる。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。